

2025年3月11日

東和薬品株式会社

製造販売中止に伴う経過措置移行のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般ご案内いたしました下記製造販売中止品目につきまして、2025年（令和7年）3月7日付厚生労働省告示第54号にて経過措置品目へ移行し、2026年3月末日をもちまして経過措置期間が満了いたしますので、謹んでお知らせ申し上げます。

今後とも、弊社製品に一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

◆経過措置満了期日：2026年3月31日

*翌日の2026年4月1日から保険請求が出来ませんのでご注意ください。

◇自社品

- 厚生労働省告示第54号：令和7年3月7日告示、令和7年4月1日施行

アゼラスチン塩酸塩錠 0.5mg「トーワ」(統)	ポトレンド配合散(統)
アゼラスチン塩酸塩錠 1mg「トーワ」(統)	ランソプラゾールカプセル 15mg「トーワ」(統)
セファレキシン複合顆粒 500mg「トーワ」	ランソプラゾールカプセル 30mg「トーワ」(統)
セフジニルカプセル 50mg「トーワ」(統)	エダラボン点滴静注 30mg バッグ「トーワ」
セフジニルカプセル 100mg「トーワ」(統)	クロモグリク酸 Na 点眼液 2%「トーワ」
ニルバジピン錠 2mg「トーワ」(統)	ケチフェン点眼液 0.05%「トーワ」(統)
ニルバジピン錠 4mg「トーワ」(統)	ロキソプロフェン Na パップ 100mg「トーワ」

(統) は統一収載品目のため官報告示には掲載されません。なお、保険請求に関しましては上記の経過措置期間は目安となります。

以上